

島根県報

第一、三七八号
平成十四年六月二十一日
(金曜日)

目次

告示

- 結核予防法の規定により医療を担当する機関の指定 (薬事衛生課) 一
- 結核予防法の規定による指定医療機関の辞退 () 二
- 林業種苗法の規定に基づく指定採取源の指定の解除 (林業振興課) 二
- 保安林予定森林 (森林整備課) 三
- 解除予定保安林(八件) () 四
- 漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の発生 (漁業管理課) 五
- 島根県水産試験場魚苗配付規程の廃止 () 六
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 (商工企画課) 六
- 地籍調査の成果の認証 (用地対策課) 七
- 土地収用法の規定に基づく事業の認定 () 七
- 過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく基幹道路の整備の完了 (道路整備課) 七

正誤

- 平成十三年十一月九日付け島根県報第一、三二六号中 (漁業管理課) 七
- 平成十四年六月三日付け島根県報号外第七一号中 (企業局総務課) 八

告

示

島根県告示第五百九十二号

結核予防法(昭和二十六法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、同法第三十条及び第三十五条に規定する医療を担当する機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十四年六月二十一日

島根県知事 澄田信義

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
スینگ薬局高岡店	出雲市高岡町五四	平成十四年二月一日
みなり薬局	仁多郡仁多町大字三成一六一六一	平成十四年三月一日
雲南クリニック	大原郡木次町里方一〇九三一	平成十四年三月四日
ふじい歯科クリニック	江津市敬川町一一八一―一六	平成十四年三月六日
星高調剤薬局	江津市渡津町七九〇	平成十四年三月六日
ホテイ薬局山代店	松江市山代町四八〇―三	平成十四年四月一日
羽須美村国民健康保険直営阿須那診療所	邑智郡羽須美村大字阿須那一五〇―一	平成十四年四月一日
訪問看護ステーションたんぼぼ	浜田市長浜町八七二	平成十四年四月一日
中村医院	那賀郡三隅町三隅一三五六	平成十四年四月一日
仁寿そじき診療所	大田市祖式町祖式一〇八二―二	平成十四年四月十五日
仁寿みなかみ診療所	大田市水上町三久須一一―二	平成十四年四月十五日

松岡歯科大和診療所	邑智郡大和村大字都賀本郷一六三	平成十四年四月十五日
いしはら歯科	仁多郡横田町大字下横田四二一—四	平成十四年四月十九日
医療法人黒田医院	益田市須子町一〇—二七	平成十四年五月一日
山根クリニック	出雲市芦渡町七八九—二	平成十四年五月九日
大田呼吸循環クリニック	大田市大田町大田八一四五	平成十四年五月十三日

島根県告示第五百九十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、指定医療機関が次のとおり指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和二十六年法律第四百四十二号）第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十四年六月二十一日

島根県知事 澄 田 信 義

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	辞退年月日
雲南クリニック	大原郡木次町里方町一〇九三—四七	平成十三年五月三十一日
スイング薬局姫原店	出雲市姫原一—五—二	平成十四年一月三十一日
ジャスト薬局	江津市嘉久志町三二八九—三	平成十四年一月三十一日
小玉愛薬局	松江市殿町一五〇	平成十四年二月六日

三代医院	大原郡木次町木次五四	平成十四年三月二十八日
加藤歯科医院	出雲市大津町一—〇—一一	平成十四年三月三十日
羽須美村国民健康健康保険直営阿須那診療所	邑智郡羽須美村大字阿須那四五一—四	平成十四年三月三十一日
中村医院	那賀郡三隅町三隅一三四六	平成十四年三月三十一日
松岡歯科大和診療所	邑智郡大和村大字都賀本郷一六三	平成十四年四月十四日
黒田医院	益田市須子町一〇—二七	平成十四年四月三十日
清水医院	大田市大田町大田八一四五	平成十四年五月十二日

島根県告示第五百九十四号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第九条第一項の規定により、指定採取源の指定を次のとおり解除したので、同条第四項において準用する同法第五条の規定により告示する。

平成十四年六月二十一日

島根県知事 澄 田 信 義

指定番号	指定年月日	指定採取源の種別	樹種	所在場所	本数 (本)	面積 (ha)	所有者等の住所及び氏名又は名称
四五―一〇七	四六・七・一三	普通母樹林	すぎ	隠岐郡布施村布施七六六	二、六一九	二・七〇	隠岐郡布施村布施一八二 森田兼薫
四五―一〇八	四六・七・一三	普通母樹林	くろまつ	隠岐郡西ノ島町美田七一九―一	一、二八〇	一・六〇	隠岐郡西ノ島町美田一七二四 吉田 貢
四五―一〇九	四六・七・一三	普通母樹林	くろまつ	隠岐郡西ノ島町美田三三四 八―一ホカ二	一、六八〇	二・八〇	隠岐郡西ノ島町美田船越 仁井敏弘
四六―二四〇	四七・三・三一	普通母樹林	あかまつ	隠岐郡布施村布施九八二― 三	二、四五〇	三・五〇	隠岐郡布施村布施二二八―二四 布施村
四六―二四一	四七・三・三一	普通母樹林	あかまつ	隠岐郡布施村飯六一六八ホ カ一	四、八六〇	七・六〇	隠岐郡布施村布施二二八―二四 布施村
四六―二四三	四七・三・三一	普通母樹林	すぎ	隠岐郡西郷町東郷四ホカ三	一、八五六	一・八八	茨城県水戸市姫子一―七七四 佐藤洋子
四六―二四四	四七・三・三一	普通母樹林	くろまつ	隠岐郡西ノ島町別府七三 六―一ホカ七	一、七五〇	二・八八	隠岐郡西ノ島町別府五 近藤房吉
四七―一八七	四八・五・一一	普通母樹林	すぎ	隠岐郡布施村布施九八二ホ カ一	九〇〇	一・〇〇	隠岐郡布施村布施二二八―二四 布施村

島根県告示第五百九十五号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年六月二十一日

一 保安林予定森林の所在場所

美濃郡美都町大字宇津川イ五〇八、イ五〇八の一、イ六六〇、イ六六八、イ六六八の一、イ六六八の二、イ六六九、イ六七〇、イ六七〇の一、イ六七〇の二

島根県知事 澄田 信義

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美都町役場に備え置いて縦

覧に供する。)

島根県告示第五百九十六号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年六月二十一日

島根県知事 澄 田 信義

一 解除予定保安林の所在場所

飯石郡掛合町大字波多一七九二の一、一七九二の一三

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

島根県告示第五百九十七号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年六月二十一日

島根県知事 澄 田 信義

一 解除予定保安林の所在場所

飯石郡頓原町大字角井一八三二の八から一八三二の一〇まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

土地改良事業用地とするため

島根県告示第五百九十八号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年六月二十一日

島根県知事 澄 田 信義

一 解除予定保安林の所在場所

飯石郡頓原町大字角井一八三二の一、一八三二の一三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第五百九十九号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年六月二十一日

島根県知事 澄 田 信義

一 解除予定保安林の所在場所

飯石郡頓原町大字角井一八三二の一三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

水道事業用地とするため

島根県告示第六百号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十四年六月二十一日

島根県知事 澄 田 信 義

一 解除予定保安林の所在場所

松江市古曾志町字清水二六一七の七(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第六百一号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十四年六月二十一日

島根県知事 澄 田 信 義

一 解除予定保安林の所在場所

八束郡玉湯町大字大谷一六五二の四、鹿足郡柿木村大字椈谷六九一の八、六九一の九、七二七の七

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第六百二号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十四年六月二十一日

島根県知事 澄 田 信 義

一 解除予定保安林の所在場所

邑智郡瑞穂町大字伏谷一三三六の二二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第六百三号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十四年六月二十一日

島根県知事 澄 田 信 義

一 解除予定保安林の所在場所

邑智郡桜江町大字長谷一三八九の三、一三八九の五、一三八九の七、二二二五の二、二二二五の四から二二二五の七まで、二二二三の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第六百四号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めため、同法第一百二十二条の二第三項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和二十七年農林省令第十八号)第二十六条の三の規定により告示する。

平成十四年六月二十一日

島根県知事 澄 田 信 義

平田市加入区(平田市漁業協同組合)

島根県告示第六百五号

島根県水産試験場魚苗配付規程(昭和三十四年島根県告示第六百六十二号)は廃止し、平成十四年六月二十一日から施行する。

平成十四年六月二十一日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第六百六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五條第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、告示に係る大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより意見を述べる事ができる。

平成十四年六月二十一日

島根県知事 澄 田 信 義

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

益田サテイ 島根県益田市乙吉町イ九五番地一〇外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社マイカル総合開発 管財人 岡田元也 大阪市中央区淡路町二丁目一番地

九号

3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (変更前)

(株)マイカル、益田酒類食品(株)

開店時刻

午前十時

(株)ハーテイウオンツ、マイカルイスト

閉店時刻

(株)プロミックス、(有)朝日化学、(株)三城

午前十時

(株)ナカニシ、日本文具ボランティアチェーン(株)

午後八時

(変更後)

(株)マイカル、益田酒類食品(株)

開店時刻

午前九時

(株)ハーテイウオンツ、マイカルイスト

閉店時刻

(株)プロミックス、(有)朝日化学、(株)三城
(株)ナカニシ、日本文具ボランティアチェーン(株)

午後八時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯の変更

(変更前) 午前九時四十分〜午後八時三十分

(変更後) 午前八時三十分〜午後十時三十分

(三) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前七時〜午後八時

(変更後) 午前六時〜午後八時

4 変更の年月日

平成十四年六月二十一日

二 届出年月日 平成十四年六月十日

三 届出及び添付書類の縦覧場所 益田市企業誘致・振興課(益田市常盤町一番地一号)

四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部商工企画課

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名及び住所(団体にあつては、その名称、代表者氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

- (一) の記載事項についての公表の意思の有無
 - (二) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (三) 意見の内容
 - (四) 意見を述べる理由
 - (五) その他
- 3 その他
意見書に記載する氏名は、自署すること。

島根県告示第六百七号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成十四年六月二十一日

島根県知事 澄 田 信 義

調査を行 った者の 名称	調査を行 った時期	成果の名称		調査を行 った 地域	認 証 年 月 日
		地籍図	地籍簿		
江津市	平成十二 十三年 度	二十八枚	1冊	平田3区	平成十四年六月十二日
大東町	平成十二 十三年 度	十六枚	1冊	薦沢(2)	平成十四年六月十二日

島根県告示第六百八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十四年六月二十一日

島根県知事 澄 田 信 義

一 起業者の名称

益田市

二 事業の種類

横田多目的広場整備事業

三 起業地

イ 収用の部分

島根県益田市横田町地内

ロ 使用の部分

島根県益田市横田町地内

四 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

益田市役所

島根県告示第六百九号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定に基づき基幹道路の整備を次のとおり完了したので、過疎地域自律促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）第七条第二項の規定に基づき告示する。

平成十四年六月二十一日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類及び 路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の期日
町道 都加賀民 谷線	飯石郡頓原町大字都加賀六九六 番二地先から同大字三二五番地 先まで	拡幅	平成十四年三月二 十七日

正

誤

平成十三年十一月九日付け島根県報第一、三二六号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

毎週火・金曜日発行

ページ	段	箇所	誤	正
二	下	島根県規則第九 二号の表中	当該月の翌日の十日ま で	当該月の翌月の十日ま で

平成十四年六月三日付け島根県報号外第七二号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	段	行	誤	正
二	上	終りから七	第十三 の始期	十三 期
			小学校就学前	小学校就学の始

平成十四年六月二十一日印刷
平成十四年六月二十一日発行

発行者 島 根 県

発行所

松江市殿町
松江学園南
松島根
陽根
印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)